

千葉県古紙・布類分別収集補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ごみ減量のための「ちばルール」行動協定に関する実施要綱に基づき実施する、古紙・布類の拠点回収事業を円滑に実施するため、千葉県再資源化事業協同組合（以下「組合」という。）に加盟している資源回収業者（以下「組合員」という。）が、市が指定する区域内のごみステーション等において資源物を回収した場合、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、組合に対し古紙・布類分別収集補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 資源物 家庭から再生を目的として排出される古紙及び布類又は事業所から再生を目的として排出される古紙をいう。
- (2) ごみステーション等 町内自治会等が千葉市長に届出しているごみステーション(集積所)及び市が設置した古紙回収庫をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、市が指定する区域内のごみステーション等において、組合員が資源物を回収する事業とする。

- 2 組合員は、資源物を回収したときは、問屋計量表及び千葉県再資源化事業協同組合古紙・布類分別収集計量伝票（以下「計量伝票」という。）を組合へ提出するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定に基づき算出した金額の合計額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業実施の申出等)

第5条 組合は、市長に対し、毎年度、第3条に規定する補助事業を開始する前に補助事業実施の申出をするものとする。

- 2 前項の規定による申出は、古紙・布類分別収集事業実施申出書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 組合の営む主な事業について記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項の規定による申出があった場合は、当該申出に係る書類等を審査し、その結果を古紙・布類分別収集事業実施回答書（様式第2号）により組合に通知するものとする。

(補助事業実施の条件)

第6条 市長は、前条の規定により補助事業実施の承認の回答をする場合は、規則第5条の規定を準用し、次の各号に掲げる事項について条件を附するものとする。

- (1) 補助事業の内容、遂行計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補助事業の変更等の承認)

第7条 組合は、補助事業を変更、中止又は廃止（以下「変更等」という。）しようとする場合は、市長に対し、変更等の申出をし承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定による申出は、古紙・布類分別収集事業変更（中止・廃止）承認申出書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があった場合は、当該申出に係る書類等を審査し、その結果を古紙・布類分別収集事業変更（中止・廃止）回答書（様式第4号）により組合に通知するものとする。

(補助金の交付申請等)

第8条 組合は、補助金の交付の申請をしようとするときは、資源物の回収が完了し、各組合員が資源回収団体から回収した資源物の実績を取りまとめた後に、古紙・布類分別収集補助金交付申請書（様式第5号）に、計量伝票を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請等は、次の各号に掲げる回収期間に応じ、それぞれ当該各号の定める期日までに提出するものとする。ただし、やむを得ず期日までの提出ができない場合には、当該年度末までに提出するものとする。
 - (1) 4月から同年 6月まで 同年 7月20日
 - (2) 7月から同年 9月まで 同年10月20日
 - (3) 10月から同年12月まで 翌年 1月20日
 - (4) 1月から同年 3月まで 同年 3月31日

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、交付額の確定をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、組合に古紙・布類分別収集補助金交付決定兼額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めるときは古紙・布類分別収集補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 組合は、市長に対し、前条の規定により通知を受けた後、規則第16条の規定に基づき、補助金の交付の請求をするものとする。

- 2 前項の規定による請求は、古紙・布類分別収集補助金交付請求書（様式第8号）により行う

ものとする。

(決定の取消)

第11条 市長は、組合が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、補助金の他の用途への使用をし、又は補助事業に関して補助金の交付の決定の内容もしくはこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、規則第17条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づく通知は、古紙・布類分別収集補助金取消決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、規則第18条の規定に基づき、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定に基づく命令は、古紙・布類分別収集補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

資源物の種類	補助単価
新聞	回収量 1 キログラムにつき 6.5 円
雑誌・雑がみ	回収量 1 キログラムにつき 16.3 円
段ボール	回収量 1 キログラムにつき 11.8 円
紙パック	回収量 1 キログラムにつき 16.3 円
布類	回収量 1 キログラムにつき 19.3 円

様式第 1 号

古紙・布類分別収集事業実施申出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申出者 住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、古紙・布類分別収集事業の実施の申出をします。

記

- 1 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 申出者の営む主な事業について記載した書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

住所

団体名

代表者氏名

古紙・布類分別収集事業実施回答書

年 月 日付け申出のあった古紙・布類分別収集事業実施について、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第5条第3項の規定により下記のとおり回答します。

年 月 日

千葉市長



記

実施条件

- (1) 補助事業の内容・遂行計画の変更、中止又は廃止をしようとする場合は、資源回収事業変更（中止・廃止）承認申出書（様式第3号）を市に提出し、承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市に報告して指示を受けること。
- (3) 千葉市補助金等交付規則及び千葉市資源回収事業育成補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号

古紙・布類分別収集事業変更（中止・廃止）承認申出書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申出者 住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第7条第1項の規定により、古紙・布類分別収集事業の変更（中止・廃止）について下記のとおり申出をします。

記

住所
団体名
代表者氏名

古紙・布類分別収集事業変更（中止・廃止）回答書

年 月 日付け申出のあった古紙・布類分別収集事業変更（中止・廃止）について、
千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第7条第3項の規定により下記のとおり回答します。

年 月 日

千葉市長

印

記

住所
団体名
代表者氏名

古紙・布類分別収集補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった古紙・布類分別収集補助金について、
下記のとおり交付決定及び額確定したので、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付
要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

④

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所
団体名
代表者氏名

古紙・布類分別収集補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった古紙・布類分別収集補助金について、下記の理由により不交付決定したので、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

④

記

不交付決定の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

古紙・布類分別収集補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

住所
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった古紙・布類分別収集補助金について、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 古紙・布類分別収集補助金交付決定通知書の写し
- (2) 古紙・布類分別収集補助金額確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

住所
団体名
代表者氏名

古紙・布類分別収集補助金取消決定通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定した古紙・布類分別収集補助金について、下記の理由により取り消したので、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 取り消しの理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住所

団体名

代表者氏名

古紙・布類分別収集補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付した古紙・布類分別収集補助金について、下記の理由により返還を命じるので、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 補助金返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命じる理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。